

〔 令和 8 年 3 月 3 1 日  
大洲市要綱第 3 1 号 〕

大洲市景観形成推進事業費補助金交付要綱の一部改正について  
大洲市景観形成推進事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 8 年 3 月 3 1 日

大洲市長 二 宮 隆 久

大洲市景観形成推進事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大洲市景観形成推進事業費補助金交付要綱（平成 2 3 年大洲市要綱第 5 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び一般国道 5 6 号肱川橋橋梁架替事業・大洲交差点改良事業に係る肱川橋南詰めから市役所前交差点に至る区間（以下「肱川橋通り」という。）において、より和風の趣のある町並み景観を創造していくこと」を削る。

第 2 条第 1 項中「及び「親しみのある都市景観創造区域の肱川橋通り」」を削り、同項各号を次のように改める。

- (1) 大洲市景観条例（平成 2 1 年大洲市条例第 4 号。以下「景観条例」という。）において届出が義務付けられている行為のうち、建築物及び工作物の修繕、新築、増築、改築、模様替え等により、それぞれの外観を伝統的な町並みを基調とした景観に調和させるために自然素材を用いて行われるもの
- (2) 大洲市景観計画に定める景観形成基準に適合したもの
- (3) その他伝統的な町並み景観を保全する上で必要と判断されるもの

第 3 条第 1 項中「及び別表第 2」を削る。

第 5 条中「別表第 3」を「別表第 2」に改める。

第 6 条第 1 項中「大洲市景観条例（平成 2 1 年大洲市条例第 4 号）」を「景観条例」という。

第 1 0 条中「別表第 4」を「別表第 3」に改める。

第 1 1 条中「下名」を「指定」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

【昔懐かしい伝統的景観保全・形成区域で実施される事業】

項目	補助対象経費	補助率	限度額
屋根	(新・増・改築、修理いずれとも) 和瓦を使用、設置するために要した費用のうち、構造材を含まない額	2分の1	合計額において200万円
外壁	(新・増・改築、修理いずれとも) 外観に自然素材を使用、設置するために要した費用のうち、構造材を含まない額	2分の1	但し、新築等に該当しない修理の場合は、150万円
建具	(新・増・改築、修理いずれとも) 木製建具を使用、設置するために要した費用に相当する額	2分の1	100万円
壁面線の構築	(新・増設のみ) 自然素材を用いた壁面線の新設等に要した経費(建築物の屋根、外壁及び建具並びに門扉及び生垣等の設置に要した経費等)	5分の4	但し、建築物を一部でもセットバックする場合は40万円
その他	上記以外の修景事業に要する経費で、自然素材を用いて実施するもののうち、事前協議及び審査会の審議において必要と判断されたもの(金属製建具の隠蔽のための木製格子の設置に要した経費等)	2分の1	25万円

備考

- 1 「新築等」とは、新築、増築、改築、大規模な修繕及び大規模な模様替をいう。
- 2 「セットバック」とは、建築物が周囲の壁面線から大幅に後退することをいう。
- 3 「壁面線構築」の項目における建築物の屋根、外壁及び建具に係る経費については、「屋根」、「外壁」及び「建具」の各項目と重複して補助を受けることができる。

別表第2を削り、別表第3を別表第2とし、別表第4を別表第3とする。

様式第1号から様式第4号まで及び様式第6号の規定中「㊟」を削る。

様式第7号を次のように改める。

様式第7号（第10条関係）

大洲市景観形成推進事業費補助金交付請求書

年 月 日

大洲市長 様

申請者 住 所  
氏 名  
連絡先

一 金 , , 0 0 0 円 也

---

ただし、 年 月 日付け大洲市指令第 号により補助金交付決定通知  
のあった 年度大洲市景観形成推進事業費補助金として

交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

既受領額 \_\_\_\_\_ 円

今回請求額 \_\_\_\_\_ 円

未精算額 \_\_\_\_\_ 円

様式第8号中「㊟」を削る。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。